

就学援助制度についてのお知らせ

お子様の市立小・中学校への就学にあたり、経済的な理由でお困りの方を支援します！

保護者の方は必ず
お読みください

1. 就学援助制度の概要



Q1：そもそも「就学援助」ってなに？

Q2：就学援助費はどんな人が受け取れる？

A1：お子様が市立小・中学校に通うのに必要な費用を援助します。

(例)



学用品費



給食費



修学旅行費

A2：次の申請理由のどれかに当てはまる方は、就学援助費の申請をすることができます。

申請理由	
(1)	生活保護の受給
(2)	今年度又は前年度に生活保護が停止又は廃止しており、現在も生保受給中と同じ世帯状況である
(3)	児童扶養手当を受給 ※「児童手当」「特別児童扶養手当」は対象外
(4)	令和6年の所得が基準額以下（目安額参照）
(5)	その他経済的に困っている（令和6年の所得は基準額超過）

※(5)については別紙「認定基準額を超過しても援助を要すると認められる理由及び必要書類について」を確認してください。

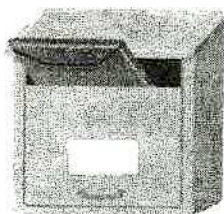
世帯人数	合計所得（目安額）
2人	約230万円
3人	約286万円
4人	約330万円
5人	約379万円
6人	約430万円
7人	約482万円
8人	約516万円

※掲載の基準額は目安であり、世帯の年齢構成によって変化します。

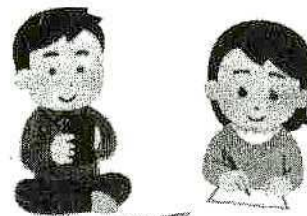
2. 申請の流れ

令和6年度末時点で認定されている場合は「申請」しなくても「審査」されます。

① ご自宅に案内一式が届きます



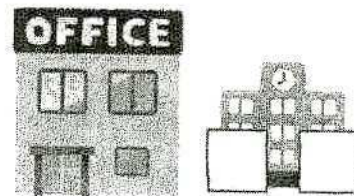
② オンライン or 郵送で申請します



- ・オンライン申請の詳細は、別紙をご確認ください。
- ・郵送の場合、封筒・切手代は申請者様をご負担ください。
- ・「継続申請対象予定者」の方は、申請不要です。

③ 教育委員会で審査

申請・認定状況などについては学校と共有



④ 認定結果のお知らせは、申請者のご自宅に郵送されます。

※認定結果のお知らせは、7月末頃の送付予定です。

※申請時期や申請内容により、初回の審査に間に合わなかった場合、審査に時間がかかるため、10月以降のお知らせになる場合があります。

裏面も
ご覧ください

就学援助年間スケジュール(予定)

R7.4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R8.1月	2月	3月	4月
令和7年度就学援助費申請書受付期間 ※3												
4/1 から申請 受付を開始。 ※1 ※2 ※3			認定結果通知 ※4	第1回支給		第2回支給 ※5		第3回支給			第4回支給	

- ※1 申請は、「オンライン申請」と「紙申請書」による申請を選択できます。提出先はいずれも川崎市教育委員会学事課です。
- ※2 「令和7年3月31日時点で認定」だった方は、申請書の提出は不要です（申請されたものとして審査します）。
- ※3 年間を通じて随時申請できますが、認定となった際は、原則として申請月以降が就学援助費の支給対象となります。なお、年度当初（4/1）で認定となるには、6月2日まで（郵送・持参の場合は必着）の申請が必要です。
- ※4 初回の結果通知は7月末頃送付予定です。申請時期や申請内容により、初回の審査に間に合わなかった場合は、10月以降のお知らせになる場合があります。
- ※5 第2回支給は第1回で支給がなかった方や修学旅行費等の支給がある方のみが対象です。

就学援助費の種類及び金額(下表は令和6年度)

援助費目 ※1	小学校			中学校		
	1年	2~5年	6年	1年	2年	3年
学用品費・通学用品費	11,630円 (年額)	13,900円 (年額)		22,730円 (年額)	25,000円 (年額)	
校外活動費(★)	1,600円(年額)			2,310円(年額)		
夏季施設参加費		実費			実費	
自然教室参加費 (食事代)(★)※2		小5のみ 3,620円		3,620円		
通学費	実費(学区内居住者で2km以上のみ)			実費(学区内居住者で3km以上のみ)		
新入学児童生徒 学用品費	新入学準備金 57,060円※3		新入学準備金 63,000円	63,000円 ※3		
修学旅行費(★)			実費			実費
クラブ活動費				20,280円 (年額)	12,480円 (年額)	7,200円 (年額)
卒業アルバム代等			実費			実費
学校病医療費(★)		実費			実費	
学校給食費	実費(就学援助認定後、市が実費を負担) ※4					

- ※1 生活保護受給者は(★)の援助費目のみ支給対象です。
- ※2 ハッ岳少年自然の家以外の他施設を利用した場合は、各施設の食事代に基づいた実費を支給します。
- ※3 小学校・中学校入学前に「新入学準備金」を受給した方は、小学校1年生・中学校1年生時に「新入学児童生徒学用品費」は受給できません。
- ※4 就学援助の認定までは給食費をお支払いいただき、認定後、支払い分を健康給食推進室から給食費の登録口座に還付します。

問合せ先

就学援助制度全般 川崎市教育委員会事務局総務部学事課 044-200-3736

ホームページ: <https://www.city.kawasaki.jp/880/category/12-8-1-0-0-0-0-0-0-0.html>

English / 中文 / 한글 / Español / Português / ไทย / Người Việt Nam / Filipino / नेपाली

学校病医療費 川崎市教育委員会事務局学校教育部健康教育課 044-200-3293

学校給食費 川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 044-200-2539



『就学援助費』の申請方法が変わります。

令和7年度から

これまでは…

1	申請方法 (前年度、認定されていない方が申請するとき)	①オンライン申請 もしくは ②紙申請(郵送か持参)	紙申請のみ(学校に提出)
2	申請しない方	手続の必要なし	「申請しない」の書面を提出
3	前年度認定されている方	申請の必要なし	毎年4月に申請書を提出

※この御案内は、就学援助費を受給されていない世帯(令和7年3月1日時点)に送付しています。就学援助を希望される場合は、次の、「1 申請方法」により申請をお願いします。

1 申請方法 《オンライン申請を導入し、4/1から受付開始》

■オンライン手続かわさき(e-KAWASAKI)から申請できます。【利用者登録の上、ご利用ください】

※詳細は川崎市HP(<https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/portal/home>)を。

■オンライン申請が難しい場合は、紙の申請書を教育委員会にご提出ください(郵送又は持参)。

【送付先】川崎市教育委員会事務局総務部学事課(郵便番号210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)

■年度当初(4/1)で認定となるには、6月2日まで(郵送・持参の場合は必着)の申請が必要です。

■学校を経由せず、申請者と教育委員会が直接やり取り。(学校には提出しないようお願いします。)

2 申請しない方 《「申請しない」の書式がなくなりました》

■昨年度まで、申請しないことの意味確認のため、用紙を提出していただいていたりましたが、今年度からそれが不要になりました。

■(家族構成や家計の変化などで)年度途中での申請も可能です。

3 前年度認定されている方 《次の方は申請書の提出は不要です》

■前年度末(3月31日)時点で、認定されている世帯は、「申請書の提出は不要」です。


■次についてあらかじめご了承ください。

①教育委員会での審査の結果通知は7月末までに郵送します。

②審査は、所得状況を市税の課税額確定(6月中旬ごろ)後に確認するため、給食費を一旦お支払いいただくことが想定されます。(認定された場合には、後日返金いたします。)

③不認定となった場合、7月末の結果通知で理由をお伝えします。

- ・理由によっては、追加資料を提出いただくことで再審査が可能になる場合があります。
- ・再審査に必要な書面や、追加資料の提出方法は結果通知でご案内します。
- ・不認定になり、追加資料の提出後、認定されれば就学援助費を支給します。

 就学援助を希望される方で、認定状況について確認したい場合や、申請についてご不明な点などがありましたら、お早目に、学事課までお問い合わせください。

※メールでの問合せの場合、回答までに時間を要しますので、なるべくお電話にてお願いします。

【問合せ先】川崎市教育委員会事務局 学事課 TEL 044-200-3736

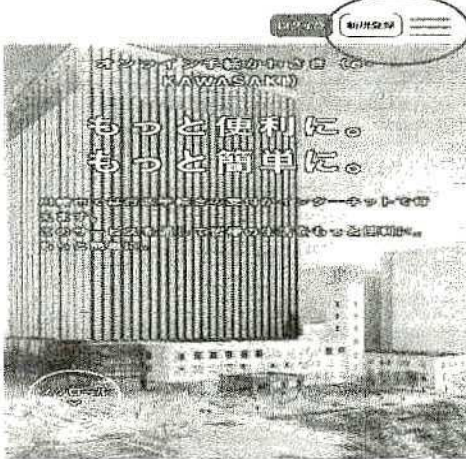
令和7年度就学援助費電子申請について

4/1から
受付開始

こちらは電子申請の手順についての御案内です。同封の紙申請書で申請される方は、「記入例」を参考に必要事項を記入のうえ、教育委員会学事課に直接御提出（郵送又は持参）ください。

【1】オンライン手続きかわさき（e-KAWASAKI）の利用者登録をする

※利用者登録には、連絡用のメールアドレスが必要です。すでに利用者登録が済んでいる方は【2】へ



こちらの「新規登録」から利用者登録を行います。スマートフォンで登録される際は、右上「≡」からヘルプを選択して3.3.『利用者情報を登録する』の手順に沿って登録してください。

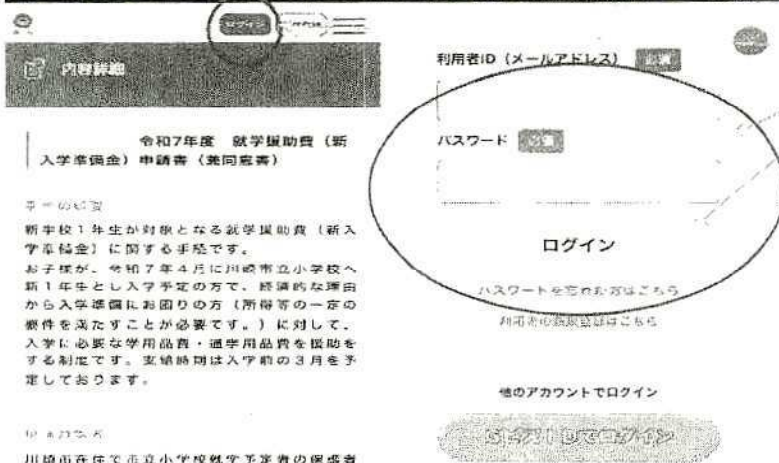
※パソコンから登録される方は、画面上部からヘルプ項目を選択いただけます。



URL: <https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/portal/home>

QR

【2】オンライン手続きかわさき（e-KAWASAKI）で申請画面にログインして申請



開始画面（内容詳細）で「次へ」を押すとログイン画面に切り替わるので、各項目を入力してログイン⇒入力開始。



QR

※画像はイメージです。

URL: <https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/43a9a10d-27e7-4b7c-9728-8fbefbb58014/start>

【3】画像添付について（通帳のほか、必要書類を添付する場合）



※画像例（キャッシュカード）

※画像の不鮮明等により、正確な情報が読み取れない場合は不備とし、申請を差し戻す場合があります。

※画像ファイルについてはjpg、jpeg、pdfのいずれかの形式に変換して添付してください。

※申請書類の不備、不足等の問題で「差し戻し」となった場合は、マイページから再申請してください。問題が解消されないと審査を継続することができませんので御注意ください。

(保護者の方へ)

認定基準額を超過しても援助を要すると認められる理由及び必要書類について

次の理由に該当する方については、認定基準額を超過していても認定される場合があります。
(審査の結果、必要書類の提出をされても認定とならない場合がありますので、ご了承ください。)

	理 由	必 要 書 類 (コ ピ ー 可)
ア	失業中であるため、令和6年中の所得では参考にならない。 (対象失業期間:令和7年1月1日～令和8年3月31日の間の連続した12か月間) ※定年退職は失業中には含まれません。 ※理由発生状況により認定日が変わる場合があります。	雇用保険受給資格者証 (受給期間が令和7年1月1日～令和8年3月31日、又はその期間にまたがっているもの) ※雇用保険を受給していない場合 個人事業の開業・廃業等届出書(届出の区分が廃業であるもの)
イ	疾病により休職中であるため、令和6年中の所得では参考にならない。 (対象休職期間:令和7年1月1日～令和8年3月31日の間の連続した12か月間) ※理由発生状況により認定日が変わる場合があります。	次の2点の書類 (休職期間が令和7年1月1日～令和8年3月31日、又はその期間にまたがっているもの) (1) 勤務先が発行した「休職証明書」等 ※休職(予定)期間が記載されたもの (2) 医師の診断書 ※長期に渡り就労することができない状況であることがわかるもの
ウ	(1) 令和6年の所得について確定申告期限以降に確定申告を行い、その医療費控除額が認定基準超過額と同額又は上回る (対象期間:令和6年1月1日～令和6年12月31日) (2) 令和7年1月1日～令和8年3月31日までの期間の連続した12か月の医療費の合計が10万円を超える場合、その超過額が認定基準超過額と同額又は上回る (対象期間:令和7年1月1日～令和8年3月31日) ※医療費控除の対象となる医療費のみを考慮します。 ※理由発生状況により認定日が変わる場合があります。 ※右記(1)と(2)はそれぞれ提出できますが、採用されるのはより高額な医療費が加わっているいずれか一方のみとなります。	(1)に該当する場合 確定申告の結果が反映された課税額(非課税)証明書 ※令和6年にかかった医療費につきましては、ご自身で医療費控除の手続きを行っていただき、医療費控除が反映された課税額(非課税)証明書の提出をお願いします。 ※令和6年の確定申告期限までに医療費控除の手続きを行っており、令和6年1月1日時点で川崎市に住民登録があった方については、課税額(非課税)証明書の提出は不要です。 (2)に該当する場合 対象期間の医療費の額がわかる書類の写し(健康保険組合等から送付される医療費等のお知らせ又は医療費の領収書等) ※入院給付金や出産一時金等の補填がある場合は、その書類を提出してください。 ※審査に使用した必要書類は返却できないため、今後医療費控除の確定申告等の予定がある方は必ずコピーでの提出をお願いします。
エ	市町村民税の非課税又は減免の適用を受けた。 ※土地、建物や株式等、資産の売却や譲渡に伴う損失計上による場合や住宅取得控除は除きます。 ※世帯全員が該当している場合が対象です。	次の書類のいずれか ・非課税証明書 ・免除証明書 ・課税額証明書(減免されている旨が記載されているもの)
オ	個人事業税の減免の適用を受けた。 ※適用理由は災害被災の場合のみとなります。	個人事業税の減免を受けた旨の通知書(減免事由の記載があるもの)
カ	固定資産税の減免の適用を受けた。 ※適用理由は天災(震災、風水害など)及び人為的災害(火災など)の場合のみ	固定資産課税台帳記載事項証明書(減免事由の記載があるもの)
キ	(1) 国民年金保険料の減免適用を受けた。 (2) 国民健康保険の保険料の減免又は徴収猶予の適用を受けた。 ※世帯全員が該当している場合が対象です。 ※国民健康保険の保険料の軽減は対象外です。	(1) の場合 (次の書類のいずれか) ※対象免除期間:令和7年7月～令和8年6月 ・国民年金保険料免除納付猶予申請承認通知書 ・国民年金保険料免除理由該当通知書 (2) の場合 (次の書類のいずれか) ・国民健康保険料減免承認決定通知書 ・国民健康保険料徴収猶予承認決定通知書
ク	生活福祉資金の貸付を受けた。 (貸付期間又は決定日:令和7年1月1日～令和8年3月31日)	生活福祉資金貸付決定通知書(緊急小口資金含む。)
ケ	職業安定所登録日雇労働者である。 ※世帯で収入のある人が複数いる場合は、収入のある人全員分の証明が必要です。	日雇労働被保険者手帳
コ	定時制高等学校の4年生など、令和7年4月2日現在で満18歳以上の高校生が世帯員にいる。 ※高等学校等就学費を基準額に加えることにより、認定される場合があります。	在学証明書(対象となる高校生が在学する高等学校長の職印が押印されたもの) 又は学生証等

※工からキについては、最新の年度(令和7年度のものを)の書類を提出してください。

令和7年度 就学援助費申請書兼同意書

川崎市教育委員会 教育長 宛

1234567890

〒 210-0004 1
川崎市川崎区宮本町1番地

学事 太郎 様

下記同意事項に同意し、令和7年度就学援助費を申請します。
なお、申請書及び添付書類の記載事項に相違ありません。

申請日
令和 年 月 日
申請者氏名(保護者の方の署名)

学事 花子
申請者連絡先電話番号
(日中連絡のつく番号を記入してください)

申請理由(番号を○で囲んでください)

- 現在、生活保護を受けている。
- 今年度又は前年度に生活保護が停止又は廃止された。
- 児童扶養手当を受給している。
※児童手当や特別児童扶養手当ではありません。
- 令和6年の所得が基準額以下。
- その他経済的に困っている。(R6年の所得は基準額超過しているが、別紙「認定基準額を超過しても援助を要すると認められる理由」のいずれかに該当する場合)

【年度途中で申請する場合の申請理由及びその発生日】

【理由】
【発生日】 年 月 日
※発生日の翌月末までに申請書を提出された場合、発生日を受付日として審査します。

【同意事項】

就学援助を申請して認定された場合、その後に市外転出など支給要件から外れる場合を除き、(中学校卒業までの間)以下すべての項目について同意する。

- 教育委員会が下記「世帯の状況」欄の世帯員の住民基本台帳、市民税・県民税課税台帳、生活保護の受給状況、児童扶養手当の受給状況を照会すること
- 教育委員会が就学先の学校と申請者情報及び認定結果情報を共有すること。
- 転出入があった場合に、教育委員会又は学校が、就学援助費の支給状況について、当該市区町村への照会又は通知を行うこと。
- 「世帯の状況」欄の記載事項(記載事項に変更が生じた場合は変更内容)を教育委員会が学校に通知すること。
- 就学援助費の請求、受領、学校徴収金未納への充当及び返納を在籍する学校の学校長が申請者に代わって行うこと。
- 口座情報の登録にかかわらず、在籍する学校経由での支給となる場合があること。
- 就学援助認定がされ、当年度末日(3月31日)時点まで認定が継続されたは継続申請の対象となるため、翌年度以降も上記1～6の同意は有効となること。とすること。

【口座情報】

就学援助費の振込先について、番号(1か2)のいずれかに○をつけてください。
なお、1を選択する場合は振込に使用する口座の通帳又はキャッシュカード等の写し(口座情報及び口座名義人が分かるもの)を提出してください。

- 指定口座(「世帯の状況」欄に記載のある方の名義の口座のみ可能)に振込を希望

川崎		銀行・農協 信用金庫・信用組合	川崎		本店 支店	預金種別	口座番号(右詰め)									
口座名義人(カナ)		ガ	ク	ジ	タ	ロ	ウ	普通	4	5	6	7	8	9	0	

- 口座がないため、学校経由での支給を希望

【世帯の状況】

同一生計の世帯員全員(同居・別居ともに含む)を漏れなく記入してください。
世帯員を追加する際は、氏名、カナ、生年月日を空欄の行に書き加え、世帯員を削除する際は、該当者を二重線で消し、余白に理由を記載してください。
※同一生計の世帯とは、日常生活を送るためのお金(家計)を同じくしている者で、同居・別居を問いません。

	氏名(漢字)	氏名(カナ)	生年月日	就学校又は勤務先の名称	学年
1	学事 太郎	ガクジ タロウ	昭和48年4月2日		
2	学事 花子	ガクジ ハナコ	昭和48年3月17日		
3	学事 桜	ガクジ サクラ	平成7年7月6日		
4	学事 次郎	ガクジ ジロウ	平成26年6月10日		
5	学事 三郎	ガクジ サブロウ	平成22年7月6日	〇〇学校	
6	学事 大介	ガクジ ダイスケ	昭和27年1月2日		
7					
8					
9					
10					
11					
12					

令和7年度 就学援助費申請書兼同意書

川崎市教育委員会 教育長 宛

〒	[]
様	

【年度途中で申請する場合の申請理由及びその発生日月】

[理由]

[発生日] 年 月 日

※発生日の翌月末までに申請書を提出された場合、発生日を受付日として審査します。

【同意事項】

就学援助の申請に当たり、中学校卒業までの間(支給要件から外れる場合を除く。)次の全ての項目について同意する。

- 1 当年度末日(3月31日)時点で認定が継続された場合、継続申請(翌年度以降は申請されたものとみなされる。)対象となること。
- 2 世帯員の住民基本台帳、市民税・県民税課税台帳、生活保護の受給状況、児童扶養手当の受給状況を照会すること。
- 3 申請書の「世帯の状況」の記載事項(記載事項に変更が生じた場合は変更内容)を教育委員会が学校と共有すること。
- 4 転出入があった場合、教育委員会又は学校が、就学援助費の支給状況について、当該市区町村への照会又は通知を行うこと。
- 5 就学援助費の請求、受領、学校徴収金未納への充当及び返納を在籍する学校の学校長が申請者に代わって行うこと。
- 6 就学援助費について、口座情報の登録にかかわらず、在籍する学校経由での支給となる場合があること。

【口座情報】

就学援助費の振込先について、番号(1か2のいずれか)に○をつけてください。

なお、1を選択する場合は 振込に使用する口座の通帳又はキャッシュカード等の写し(口座情報及び口座名義人が分かるもの)を提出してください。

- 1 指定口座(「世帯の状況」欄に記載のある方の名義のみ可能)に振込を希望

口座名義人(カナ)	銀行・農協 信用金庫・信用組合	本店 支店	預金種別	口座番号(右詰め)															
			普通																

- 2 口座がないため、学校経由での支給を希望

【世帯の状況】

同一生計の世帯員全員(同居・別居ともに含む)を漏れなく記入してください。

世帯員を追加する場合は、必要事項を書き加え、削除する場合は、該当者を二重線で消し、余白に理由を記載してください。

※同一生計の世帯とは、日常生活を送るためのお金(家計)を同じくしている者で、同居・別居を問いません。

No.	氏名(漢字)	氏名(カナ)	生年月日	就学校又は勤務先の名称	学年
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					

※この申請書(兼同意書)の記載内容については、就学援助事務のみに使用し、個人情報保護には十分配慮して取り扱います。

※申請の内容に虚偽等があった場合は、就学援助費を返還していただくことがあります。

下記同意事項に同意し、令和7年度就学援助費を申請します。
なお、申請書及び添付書類の記載事項に相違ありません。

申請日

令和 年 月 日

申請者氏名(保護者の方の署名)

申請者連絡先電話番号

(日中連絡のつく番号を記入してください)

申請理由(番号を○で囲んでください)

- 1 現在、生活保護を受けている。
- 2 今年度又は前年度に生活保護が停止又は廃止された。
- 3 児童扶養手当を受給している。
※児童手当や特別児童扶養手当ではありません。
- 4 令和6年の所得が基準額以下。
- 5 その他経済的に困っている。(令和6年の所得は基準額超過しているが、別紙「認定基準額を超過しても援助を要すると認められる理由」のいずれかに該当する場合)